



野外焼却の禁止

ごみの野外焼却は廃棄物処理法により禁止されています。違反した場合には罰則が科せられる場合があります。

■ 禁止されているごみの「野外焼却」の例

- ×ドラム缶を使用しておごみを焼却する
- ×ブロック囲いでごみを焼却する
- ×地面に穴を掘ってごみを焼却する
- ×法基準を満たしていない家庭用小型焼却炉でごみを焼却する



■ 例外規定

以下に挙げるもので、社会慣習上やむを得ないまたは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合に限ります。

- 農林業を営むためにやむを得ないもの（焼き畑、畔草や下枝の焼却等）
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの（落ち葉焚き等）

※例外であっても、住宅地近くにおける焼却はご近所の迷惑になることがあります。十分な配慮をお願いします。（洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど）

●問合せ 市民生活課生活環境係 ☎75-4972



令和3年度「うきは市創業スタートアップセミナー」開催!!

「夢」を実現したい！創業へ向けて第1歩を踏み出したい！お店を持ちたい！・・・そんな「夢」に挑戦するあなたを応援します。具体的なプランがなくても、これから準備を始める方でも大丈夫。3日間で集中して創業に必要な知識を学び、「創業計画書」も完成させる短期集中一貫指導型の「創業塾」を開催します。うきは市で創業したい方、お気軽にご参加ください！

■日時 9月4日（土）・9月5日（日）・9月11日（土）3日間（全16時間）

■会場 U-BiC (Ukiha Business Cafe) うきは市朝田582-1 (うきは市民センター別館)

■対象者 創業希望者及び創業して5年未満の方 ■定員 10名

■受講料 3,000円（1日目セミナー終了後に開催予定の懇親会費は除きます。）

■お申込み方法 下記の申込み用紙にご記入の上、受講料と合わせて筑後信用金庫吉井支店にお持ちください。

●申込・問合せ

うきはブランド推進課商工振興係 ☎76-9095 FAX77-5557

筑後信用金庫 企業サポート部 ☎0942-33-2106 FAX 0942-33-2198



メイン講師プロフィール
林中小企業診断士事務所代表
林幸一郎氏

大手メーカーを退職し平成25年独立。営業・販売活動が最重要と説き、15社程度の顧問契約先のほか、50社以上の経営改善計画策定・実行支援や年間50回以上のセミナー講師を行っている。

令和3年度「うきは市創業スタートアップセミナー」申込書

(フリガナ) 氏名			
年齢		性別	
住所			
TEL		FAX	
メールアドレス			
現在の職業			
創業・事業内容			
業種		創業時期	
本人の略歴	記入例：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇勤務		
創業・事業概要	具体的にご記入ください		